

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について  
(技術基準の見直し)

令和 6 年 4 月  
経済産業省  
産業保安グループ  
鉦山・火薬類監理官付

## 1. 背景

デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、「目視規制」や「定期検査・点検規制」等の代表的な 7 項目のアナログ規制について、デジタル原則に適合させるための見直しが進められ、第 6 回デジタル臨時行政調査会（令和 4 年 12 月 21 日）において「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられた。これを受け、第 15 回火薬小委員会において、火薬類取締法に関する規制について、見直しを要する条項とされた 371 件の対応方針について審議した。今般、火薬小委員会及びデジタル原則を踏まえ、火薬類の技術基準の一部について改正を行うもの。

## 2. 主な改正事項

### (1) 目視規制のうち、見張人（消費、廃棄）にかかる技術基準の見直し

発破等に際する関係者以外の立入り制限に対し人の配置を明示的に求める規制について、見張人が担う役割や規制の目的を達成することにおいて、デジタル技術を活用することを排除する必要はない。状況に応じた適切な立入り制限を講ずるため、見張人の配置に係る内容を例示基準（内規）とし、関係人のほか立ち入らないような措置を事業者自らが主体的かつ適切に判断すべきこととして性能規定化を行う。

(施行規則 第 53 条第 16 号、第 54 条の 3 第 9 号、第 67 条第 2 項第 2 号)

### (2) 目視規制のうち、見張人（貯蔵、存置）にかかる技術基準の見直し

警鳴装置を設置しない場合等における貯蔵火薬類の盗難防止に対し人の配置を明示的に求める規制について、見張人が担う役割や規制の目的を達成することにおいて、デジタル技術を活用することを排除する必要はない。状況に応じた適切な立入り制限を講ずるため、見張人の配置に係る内容を例示基準（内規）とし、関係人のほか立ち入らないような措置を事業者自らが主体的かつ適切に判断すべきこととして性能規定化を行う。

(施行規則 第 5 条第 1 項第 27 号、第 5 条の 2 第 1 項第 19 号、第 6 条第 1 項第 4 号、第 24 条第 16 号、第 52 条第 3 項第 2 号、同項第 4 号、第 52 条の 2 第 3 項第 3 号、第 56 条の 2 第 4 項第 3 号、第 56 条の 3 第 1 項第 4 号、第 87 条第 1 号)

### (3) 目視検査（完成・保安検査、現地検査）にかかる技術基準の見直し

完成検査や保安検査等の際し、申請内容と実際の設備等の整合性確認等の観点から行われる目視や現地検査について、目視が担う役割と同等の措置が図られることにおいて、デジタル技術を活用することを排除する必要はない。状況に応じた適切な検査等を行うため、目視に類する方法の追加とともに係る内容を例示基準（内規）とし、完成検査等の方法を事業者自らが主体的かつ適切に判断すべきこととして性能規定化を行う。

（施行規則 別表第1（第44条第1項）、別表第2（第44条第2項）、別表第3（第44条の5第1項）、別表第4（第44条の5第2項）、第44条の7第2項）

### (4) 定期検査にかかる技術基準の見直し

火薬庫等の施設に関する検査など、技術基準の適合性や設備の正常な動作の確認を事業者自らが定期的に行うこと等を求める規制について、当該定期的な検査等が規制の目的を達成することにおいて、デジタル技術を活用することを排除する必要はない。常時監視等に関する方法の追加と性能規定化とともに、火薬庫等の施設や設備等の技術基準の適合性や動作確認について常に確認できている場合については、定期点検を免除し、定期自主検査の周期を延長する。

（施行規則 第67条の8、第67条の9第1号、同条第2号、同条第3号、第67条の10、第67条の11、第70条の2第4号、同条第7号、第70条の4第4号、同条第8号、第16条第3号<sup>ハ</sup>、同条第4号<sup>ニ</sup>、第21条第1項第14号）

### (5) 表現の修正

「あつて」の表現を修正。

### (6) 火薬類の容器包装の基準を定める告示の改正

容器包装の外観等確認方法について、限定的な表現となっている箇所を見直す。

## 3. 今後のスケジュール

令和6年4月10日～5月10日	パブリックコメントの募集
令和6年6月中旬～下旬頃	公布（予定）
令和6年7月中旬～下旬頃	施行（予定）